第明三治二十五種郵便物認可
（号外第139号）　官　報　平成22年7月1日　木曜日　65

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４１号
鹿児島県南九州市知覧町東別府10372番地
債務者　折田　望美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４４１号
宮城県宮城郡松島町松島字蛇ヶ崎右３番地の１　ハイツ関202号赤間方
債務者　三塚　義輝
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７３５号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字台畑14番地の19
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４８号
仙台市太白区西中田２丁目５番30号　ロキシーソレーユ南仙台302
債務者　櫻井　秀雄
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８２号
仙台市宮城野区新田３丁目４番38号　東仙コーポ202
債務者　小崎めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８３号
仙台市宮城野区新田３丁目４番38号　東仙コーポ202
債務者　小崎　舞子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８１３号
宮城県黒川郡富谷町成田４丁目18番地３　クレ・ド・ボヌール405
債務者　吾妻　貞一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４２号
仙台市宮城野区新田４丁目39番11―103号
債務者　阿久津庸子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４９号
仙台市太白区八木山香澄町20番27号
債務者　鈴木三津子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５２号
宮城県塩竈市千賀の台１丁目10番10号
債務者　櫻井久美子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅６棟305号
債務者　石倉　恵理
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２０７号
金沢市みどり１丁目178番地　市営住宅Ｅ４棟304号、従前の住所金沢市みどり３丁目21番地２
債務者　松平　尚子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７号
金沢市伏見新町273番地１　宇平パールハイツＡ棟132号、従前の住所金沢市泉野町５丁目４番３号
債務者　高輪　幸江
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２５号
金沢市糸田新町３番13号　ヴィラプレステージ203、従前の住所福井県敦賀市古田刈69号2003番地
債務者　朽木　　智
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２６号
金沢市東力１丁目130番地
債務者　小林　麗子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２７号
金沢市東力１丁目130番地
債務者　小林　秀明
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所